

地域密着型サービス指定 ガイドライン

平成30年4月

渋谷区

1 指定条件

(1) 人員、設備基準等

指定事業者は「渋谷区指定地域密着型サービス事業等の運営に関する基準等を定める条例で定める人員、設備及び運営基準に従い、サービス提供しなければなりません。十分に基準を理解したうえで事業計画を検討してください。

(2) 建築基準法・消防法等上の確認（必ず行ってください。）

- ① 建物については建築基準法上の制限がありますので、事前に建築課(03-3463-2729)へ相談してください。
- ② 消防設備については消防法上の制限がありますので、事前に所轄の消防署へ相談してください。

(3) 法人を設立する場合

- ① 地域密着型サービス事業を申請するには、法人格を有する必要があります。
（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）については、法人又は病床を有する診療所を開設している者とします。）
 - ② 社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人などの法人設立の相談は東京都までお願いします。（法人の種類によって所管部署が異なります。）
- ※ただし、渋谷区に本部を置き渋谷区内のみ施設を有する場合は渋谷区に申請となります。

詳細は福祉部管理課民生係 指導監査主査(03-3463-1832)へ相談してください。

2 事前協議について

(1) 事前協議

指定申請は事前協議制とします。代表者もしくは管理者など事業開始について説明ができる方に来庁をお願いします。

① 事前協議の対象

事前協議を行う時点で、原則として次のア～エの要件を満たしている事業所とします。

ア. 法人格を有していること

（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）については、法人又は病床を有する診療所を開設している者。）

イ. 場所の確保が可能なこと

ウ. 建物の平面図があること

エ. その他事業の実施にあたり必要な事項を満たしていること

② 事前協議の受付

来庁の際には、事前に電話で予約をお願いします。

【協議書類の受付】・・・平日 午前9時～午後3時

介護保険課介護給付係の窓口のみとさせていただきます。必ず来庁してください。

※予約していない場合は、事前協議に応じることができませんのでご注意ください。

- ・事前協議は、渋谷区地域密着型サービス運営委員会の開催に合わせて受付します。

渋谷区地域密着型サービス運営委員会	事前協議受付期間
第1回（6月～7月頃）	1月4日～4月15日
第2回（10月下旬～11月上旬）	6月1日～9月15日
第3回（1月下旬～2月上旬）	10月1日～12月15日

※渋谷区地域密着型サービス運営委員会の開催時期は目安です。

※受付期間末日が土・日・祝日の場合はその前日が受付期限となります。

③事前協議提出書類

渋谷区ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

(2)事前協議書の審査・結果について

- ①計画の具体性、運営事業者の実績、事業所の基準、財務の状況等を審査します。
- ②介護保険法及びその他法令等に基づく公正かつ適正な介護サービスの確保と渋谷区介護保険事業計画で定める整備計画等との整合性を図るため、区民代表や学識経験者等で構成する渋谷区地域密着型サービス運営委員会で、事前協議内容について専門的な検討を行います。
- ③なお、渋谷区地域密着型サービス運営委員会の意見については通知にてお知らせします。改善が必要な事項がある場合は、速やかに対応してください。
この通知後に、事業計画(工事着工等)を進めてください。
- ④近隣の住民等への説明会等も併せて行ってください。

3 指定申請について

(1)指定スケジュール

指定申請は渋谷区地域密着型サービス運営委員会に合わせて受付をします。

原則、毎月1日に指定します。

渋谷区地域密着型サービス運営委員会	申請受付期間	指定日
第1回（6月～7月頃）	1月～4月末日	8月～11月の1日
第2回（10月下旬～11月上旬）	5月～9月末日	12月～2月の1日
第3回（1月下旬～2月上旬）	10月～12月28日	3月～7月の1日

※渋谷区地域密着型サービス運営委員会の開催時期は目安です。

※受付期間末日が土・日・祝日の場合はその前日が受付期限となります。

(2)申請

①申請書類

サービスの種類ごとに異なります。

渋谷区ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

②申請書の受付

来庁の際には、事前に電話で予約をお願いします。

【協議書類の受付】・・・平日 午前9時～午後3時

介護保険課介護給付係の窓口のみとさせていただきます。必ず来庁してください。

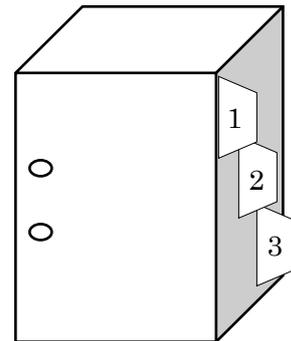
(3) 受理

- ① 指定を受けるにあたっては、原則、申請受付期間内に指定申請書類が受理されなければなりません。
- ② 記入漏れや記入ミス、書類の不備などがあつた場合は、受理できません。また、申請が受付期間終了間際になってしまうと、記入漏れや記入ミス、書類の不備などによって受付期間内に受理できないこともありますので、余裕をもって申請してください。

(受理は指定の確約ではありません。)

<提出時の注意点>

- ・ 指定申請書類はA4判でファイリングしてください。
- ・ 提出書類一覧表の番号に従ってインデックスを貼付してください。



(4) 審査

- ① 申請内容が人員、設備及び運営基準等を満たしているか審査を行います。
- ② 必要に応じてヒアリングを行う場合があります。
- ③ 書類審査後、渋谷区地域密着型サービス運営委員会開催前までに現地調査を行います。
事前に電話にて調査日時をお伝えします。
※現地調査の結果、申請内容との相違や設備に不備等がある場合は改善の上、再度現地調査を行う場合があります。
- ④ 現地調査後、渋谷区地域密着型サービス運営委員会にて書類審査や現地調査の結果を報告し、検討を行います。

(5) 指定

- ① 全ての指定要件を満たすものと判断された場合に指定を行います。
- ② 「指定通知書」を事業所あてに郵送で通知します。
※再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

(6) 公示

新規指定事業者については、公示をします。

(7) 情報提供

渋谷区ホームページに指定事業者の情報提供を行います。

(8) 住居表示の届出

事業所を新築した場合又は一部改築して出入口が変わった場合には、住居表示の届出が必要になりますので、事前に区民部地域振興課施設係(03-3463-1639)へ相談してください。

4 申請時の注意点

(1) 定款について

申請時に、定款の目的に申請される事業が記載されており、法人の行う事業として位置付けられていることが必要です。

(2) 登記簿謄本について

申請する事業目的が記載された3か月以内に発行の登記簿謄本(現在事項証明書又は履歴事項証明書のどちらでも可)が必要です。

(3) 事業所の準備体制の整備について

工事中、備品等未納入の場合は申請書の受理はできません。工事等完了後に申請をしてください。詳細はご相談ください。

(4) 厚生労働大臣が定める研修の受講について

下記の者については、事業開始前までに厚生労働大臣が定める研修を受講する必要があります。未受講の場合、指定することができませんのでご注意ください。

	代表者	管理者	計画作成担当者 介護支援専門員
認知症対応型通所介護	—	○	—
小規模多機能型居宅介護	○	○	○
認知症対応型共同生活介護	○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護	○(※)	○(※)	○

(※) 保健師又は看護師がする場合は、研修受講は不要。

5 事前協議及び指定申請の窓口

渋谷区福祉部介護保険課介護給付係

電話 03-3463-1997・2028

地域密着型サービス指定の事務手順フロー

